

第5回県立高等学校将来構想審議会 会議録

平成30年6月19日作成

- 1 会議名 第5回県立高等学校将来構想審議会
- 2 開催日時 平成30年5月24日（木）午前10時から正午まで
- 3 開催場所 宮城県行政庁舎9階 第一会議室 仙台市青葉区本町3丁目8-1
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり〈傍聴者1名〉
- 5 概要 以下のとおり
 - (1) 開 会
 - (2) 挨拶（高橋教育長）
 - (3) 議 事（議長：本図会長）
 - ① 答申中間案について
資料1，資料2により説明
（説明者：佐々木教育企画室長）
 - ② パブリックコメント及び地区別意見聴取会について
資料3，資料4により説明
（説明者：佐々木教育企画室長）
 - (4) その他
 - (5) 閉 会

1 開 会

【司会】

ただいまから、「第5回県立高等学校将来構想審議会」を開催いたします。はじめに、会議の成立について御報告を申し上げます。本審議会は、20名の委員で構成されておりますが、本日は、小林裕介委員、佐々木奈緒子委員、志小田美弘委員、庄子真岐委員、田端健人委員、遊佐忠幸委員、脇坂晴久委員の7名の委員から所要のため欠席する旨の御連絡を頂戴しております。従いまして13名の御出席をいただいております。県立高等学校将来構想審議会条例第5条第2項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。なお、本日の会議は、前回に引き続きまして公開により開催することとしますので、御了承願います。

では、開会に当たり、宮城県教育委員会教育長 高橋仁から御挨拶を申し上げます。

2 挨拶

【高橋教育長】

委員の皆様には、大変御多用のところ、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日は、今年度になり初めての開催となります。委員の皆様、また事務局職員につきましても4月の人事異動等にて、交代等がございましたが、引き続き、次期県立高校将来構想の策定に向けて、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、本県における最近の高校教育を巡る動きについて御報告させていただきます。昨年度末の3月には「部活動での指導ガイドライン」を策定いたしました。教職員の働き方改革の推進と同時に生徒の過度な負担を軽減するというところでございます。学校における部活動の重要性はこれまでと全く変わらないわけですが、量を減らして質を向上するという転換を図っていきたいと考えております。また、高校入試について、新しい制度が平成32年の春から開始することが決定いたしました。このことに関する説明会を各地で始めたところでございます。今年の夏には、各高校から具体的な入試の内容について示すこととしており、秋口からは具体的な説明を県内各地で展開していきたいと考えております。

また、新年度からは、7年前の東日本大震災で全壊した宮城県農業高校が新校舎での授業を開始しました。昨日、県の教育委員と一緒に学校を見て参りました。大変素晴らしい校舎で、生徒たちが元気に学校生活を送っている様子を見てきたところです。2学期からは、気仙沼向洋高校においても新しい校舎でスタートすることになっております。震災からの心の復興という点ではまだまだ時間がかかりますが、県立高校のハード整備に関しては、大きな区切りがつくこととなると考えております。あわせて、気仙沼高校と気仙沼西高校の統合再編も地域の皆様の全面的な御協力によりまして実現したところでございます。この4月からは新生气仙沼高校として新たな一步を踏み出し始めました。こういった形で東日本大震災からの教育の復興に向けた歩みを続けているところでございます。この審議

会によってこれから10年の新しい県立高校の方向性を示していただき、それを踏まえてこれからも取組を進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

本審議会について振り返ってみますと、昨年7月に第1回目の審議会を開催し、これまで4回の会議を開催いたしました。委員の皆様から、本県高校教育に関して幅広いリサーチをすべきという御意見も頂戴いたしました。そういった御意見を踏まえ、県立高校を卒業した皆さんからの御意見を集めるであるとか、直接企業に出向いて県内の企業で高校生に求めることをお聞きしたり、アンケートを取ったりして、県立高校に対する様々なニーズを調査して参りました。こうしたことを整理し、次期構想の中には「本県高校教育の目指す姿」を明示することとし、答申中間案をまとめたところでございます。

本日の会議では、前回の骨子に構想の中身を盛り込んだ答申中間案について、御意見をいただきたいと考えております。また、答申中間案に対して広く県民から御意見をいただきたいと考えておまして、パブリックコメントや県内7地区における意見聴取会を実施することとしております。このことについても本日御報告させていただきます。

限られた時間ではありますが、次期構想がよりよいものとなりますよう、幅広い視点から御意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【司会】

それでは、議事に入ります前に、3月31日付けで御退職となり、委員を辞任いたしました桂島委員と加藤委員及び今年度所属団体の役職交替により本審議会委員を交替されます境委員に替わり、本日付けで審議会委員をお引き受けいただきました委員を御紹介いたします。宮城県都市教育長協議会会長の高橋睦麿委員です。

【高橋（睦）委員】

境委員の後任となります。どうぞよろしくお願いいたします。お手元のパンフレットにより、塩竈市の教育について紹介させていただきたいと思っております。本市は、平成24年に不登校ワーストワンであった宮城県の中でもワーストワン、一番不登校の多い市であり、また学力も低いということもありまして、平成28年度から塩竈市独自の小中一貫教育を進めております。活躍と交流をキーワードとして、子供たちの教育活動すべての中に活躍と交流の場を設けることで、出来る、分かるという有能感、受容された、承認されたという生命感、達成できた、満足したという達成感を味わわせる、そのような成功体験や感動体験を積み重ねることで、自己肯定感を高め、社会をたくましく生き抜く力を育てることを基本方針としております。

具体的な取組としては、三本柱として、学力向上プラン、入口である幼保小連携事業、中学校区単位の交流活動を掲げております。特に平成30年度におきましては、学力向上プランの中で学びの共同体による授業改善を中心に取り組んでいるところであります。本市におきましては、小学校においては5%から10%、中学校においては20%から30%

の子供が授業についていけずただ座っているだけというように教員は感じております。そういった子供たちも授業に取り込んでいこうということで、今までの一斉授業をやめ、児童生徒の発言を「聴く、つなぐ、もどす」を基本とした協同的学びの授業、いわゆるアクティブラーニングを主体において、一人も見捨てない授業の実践を進めていこうというところがございます。お陰様で不登校については、小学校においては全国平均を下回りました。また、中学校においても県平均を下回ることができました。後は、学力だけでありますので、学力が上がったということを報告できることを期待しながら進めているところでございます。今後ともよろしく御指導をお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。なお、宮城県高等学校長協会会長の小林裕介委員及び宮城県中学校長会会長の志小田美弘委員は、本日は所用により欠席でございますので、次回、改めて御挨拶をいただきたいと思っております。

それでは議事に移ります。ここからは本図会長に議事進行をお願いいたします。

3 議 事（議長：本図会長）

（1）答申中間案について

【本図会長】

それでは、議事に入りたいと思っております。

本日は次第のとおり、議事が2つございます。まず、（1）「答申中間案について」ですが、前回の審議会では、答申中間案骨子案として、構想の項立てや全体の構成を検討いたしました。今回は、これまでの議論等を踏まえ、中間案の内容についての検討を進めて参りたいと存じます。次に（2）の「パブリックコメント及び地区別意見聴取会について」を議題とします。それでは、議事（1）の答申中間案について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（佐々木教育企画室長）】

教育企画室長の佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。答申中間案につきまして、資料1及び資料2により御説明いたします。盛り沢山の内容ですので、まずは、資料1と資料2の前半部分について説明させていただきます。

始めに、資料1「（仮称）第3期県立高校将来構想答申中間案の構成」を御覧ください。こちらは中間案の全体像を図で示したものです。前回の審議会でもお示ししておりましたが、本日の資料は前回の審議会においていただきました御意見等を踏まえ、改めて作成したのになります。

前回との変更点についてですが、サブタイトルには、前回はキーワードとして「志」、「地

域]、「次代を拓く」の3つを列挙していましたが、これらをつなぎ「高い『志』を育み、地域とともに次代を拓く高校教育の創造へ」としております。

次に、「4 高校教育改革の取組」ですが、これまでは①と②の項目とも「宮城の未来」というフレーズを入れておりましたが、前回の審議会において、宮城だけでなく広く社会全体を視野に捉えるべきとの御意見をいただきましたことから、それぞれ「① 未来を担う高い志を持つ人材の育成」、「② 未来を拓く魅力ある学校づくり」と修正しております。

また、②の中の構成について、「社会的ニーズに応じた高校、学科の在り方」、「学びの多様化への対応」、「少子化の中での高校の在り方」の記載順に改めますとともに、4つ目の項目として「魅力ある学校づくり」を追加しております。

資料1につきましては以上です。

次に、答申中間案の説明に移ります。資料2「(仮称)第3期県立高校将来構想答申中間案」を御覧ください。表紙には、先ほど説明したサブタイトルを記載しています。資料をめくっていただきまして、まず目次ですが、全体を5章に分けて構成しております。第1章及び第2章につきましては、これまでの取組も含め高校教育を取り巻く現状と課題及び新たな構想策定の趣旨について記載している部分です。第3章の「本県高校教育の目指す姿」及び第4章の「高校教育改革の取組」が本構想の核となる部分です。第3章では今回の構想で初めて明示します「目指す姿」を記載しており、これを受けて第4章の「1 未来を担う高い志を持つ人材の育成」及び「2 未来を拓く魅力ある学校づくり」の具体的な内容を記載しております。最後の第5章については、将来構想の推進に関しまして、家庭・地域・学校の協働や適正な進行管理について記載している箇所になります。

それでは1ページを御覧ください。「第1章 高校教育を取り巻く現状と課題」は、第1回及び第2回の審議会で御審議いただいた部分です。大きく1ページからの「1 本県の高校教育改革の取組」と5ページからの「2 高校教育を取り巻く現状と課題」に分けて記載しています。

順に御説明いたします。「1 本県の高校教育改革の取組」では、「(1) これまでの構想における高校教育改革の取組の方向性」として、平成13年3月に策定した「県立高校将来構想」及び平成22年3月に策定した「新県立高校将来構想」における取組の方向性についてそれぞれ概観しております。

「(2)『新県立高校将来構想』期間中の主な動き」では、現構想期間中の高校教育改革をめぐる主な取組につきまして、現構想の項立てに従い記載しておりますが、これは第2回審議会において御審議いただいた内容となっております。「① 県立高校教育の在り方」について、詳しい説明は省略いたしますが、「ア. 学力の向上」、「イ. キャリア教育の充実」、「ウ. 地域のニーズに応える高校づくりの推進」、「エ. 教育環境の充実・学校経営の改善」、「オ. 東日本大震災からの教育の復興に向けた取組」にそれぞれ分けて、主な取組について記載しております。

4ページをお開きください。「② 社会の変化に的確に対応した学科編成・学校配置」で

は、「ア．全日制課程」に関しまして、松島高校の観光科や多賀城高校の災害科学科の設置など、特色ある学科の設置について記載するとともに、平成27年4月の登米総合産業高校の設置や今年4月の新たな気仙沼高校の設置などの県立高校の再編について記載しております。また、5ページの「イ．定時制課程・通信制課程」では、定時制課程における単位認定などの取組とともに、県内唯一の通信制独立校である美田園高校における地域スクーリングなどの取組について記載しております。

次に、「2 高校教育を取り巻く現状と課題」では、「(1) 社会経済環境の変化」として、「① 東日本大震災からの復興」において、学校の在り方を地域とともに検討していく必要があることや防災教育及び安全教育を推進する必要があることを記載しております。「② 人口減少社会の到来」では、今後も更に中学校卒業生数が減少することを踏まえ、県立高校の更なる再編整備を進める必要があること、また、高校の配置の考え方として、全県的な学科の配置のバランスと各地区における県立高校に対する期待や産業構造等を総合的に勘案しながら対応する必要があること、さらには、地域産業への興味や関心を高める必要があることなどを記載しております。

なお、「③ 家庭環境や地域社会の変化」では、地域や企業、小・中学校等との連携・協力の推進の必要性について、6ページになりますが、「④ グローバル化の進展」では、国際的なコミュニケーション能力や課題解決能力など社会の変化に対応した教育内容の充実の必要性について記載しております。

次に、「(2) 県立高校の現状と課題」として、「① 生徒の多様化」では、生徒一人一人に応じた教育課程の充実やインクルーシブ教育システムの充実に向けた体制整備の必要性などについて、また、「② 基礎学力や学習意欲の問題」では、学び直しへのニーズの高まりなどについて記載しております。「③ ICTの進展」では、インフラ環境整備や教員の指導力の向上を図ることで情報活用能力を育成していくべきことについて、7ページ目になりますが、「④ 不登校生徒や中途退学者への対応」では、不登校出現率や中途退学率が全国平均値を上回る状況が続いておりますことから、教育相談体制の拡充や生徒の自己実現を積極的に支援する体制づくりなど、これまで以上の対策が必要なことなどを記載しています。さらに、「⑤ 新学習指導要領への対応」では、カリキュラムマネジメントへの適切な対応について触れているところでございます。

8ページを御覧ください。「第2章 新たな県立高校将来構想の策定について」では、「1 策定の趣旨」として、教育環境の整備・充実に向けた対応を早期に進める必要があることなどを記載するとともに、「2 構想の基本的な考え方」において、現構想における取組の一定の成果とこれまで見て参りました課題を踏まえた今後の取組の基本的な考え方を示しております。

また、2段落目になりますが、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力、確かな学力、豊かな人間性や社会性を持ち、国際社会の中で活躍できる人材の育成に努めていくこと、また、生徒の「志」の実現に向けて充実した高校生活を送ることができるような高校づくりを目

指すことを記載しております。さらに3段落目になりますが、全県的な学校・学科の配置のバランス等を踏まえつつ、生徒の興味や関心、多様な進路希望に対応できるよう選択幅の広い教育を推進していくこと、活力ある教育活動を展開するための学校配置等の在り方について検討していくことを記載しております。

9ページを御覧ください。第3章は、次期構想から新たに明示します「本県高校教育の目指す姿」を記載しておりますが、これまでの審議会において、委員の皆様から様々な御意見をいただきつつ作成して参りましたので、改めての詳細な説明は省略いたします。前回の審議会からの変更点のみ申し上げますと、「1 目指す人づくりの方向性」にあります1つ目の「豊かな心、健やかな体と自ら考え行動する力を持ち、自己実現、社会貢献できる人づくり」において、「健やかな体」に対応する内容といたしまして、2行目になりますが、「積極的に心身の健康の保持増進を図る資質や能力」という文言を付け加えたところでございます。

答申中間案の第3章までの説明は以上です。

【本図会長】

ありがとうございました。ただいま御説明のありました資料1及び資料2の第1章から第3章までの部分について、御質問や御意見等いかがでしょうか。

【高橋（睦）委員】

資料1の一番上のサブタイトルに、キーワードとして、高い「志」、地域とともに、次代を拓く、の3つがあると伺いました。4の「高校教育改革の取組」の中では、①に「高い志」、②に「未来を拓く」とあり、地域とともにという言葉が飛んでいるように思いますが、これは、未来を担う、未来を拓くということで表現上合わせたことによるのか、それともこれまでの話合いの上で抜いたものなのか教えてください。

【事務局（佐々木教育企画室長）】

お話のありましたとおり、高い志の部分と次代を拓く学校づくりということにつきましては、それぞれ表題として見える形で整理しているような形になっておりますが、地域につきましては、人材育成や学校づくりの両方で意識していくべき部分ということで、内容的には双方にまたがって記載しているところでございます。そのように御理解いただければと思います。

【本図会長】

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

【伊藤（宣）委員】

地球規模の視点で考えながら必要に応じて地域の視点で考えるというような用語としてグローバルという言葉がありますが、これからの高校生にはそういう視点で物事を考えさせるということが大事になっていくと思っております。国境を越えた地球規模の視点と草の根的な地域の視点で様々な問題を捉えていこうとする人間教育、これが高校教育の姿ではないかなと思っております。そのようなことで、高い「志」について、どんな志かということより具体的に掲げるということはいかがでしょうか。「グローバルな視点で社会貢献のできる高い志」という言葉を考察してみたということを発言させていただきます。

【事務局（佐々木教育企画室長）】

本県教育の柱である志教育に関しまして、御指摘の視点も捉えて展開しているところでございますが、御提案のありました内容につきましては、県民の皆様からの御意見もいただきながら、検討させていただきたいと思っております。

【本図会長】

それでは、中間案全体を通して委員の皆様から御意見をいただきたいと思っておりますので、引き続き、資料2第4章以降の部分につきまして、事務局より説明をお願いします。

【事務局（佐々木教育企画室長）】

引き続き中間案の内容を御説明いたします。資料2の11ページを御覧ください。「第4章 高校教育改革の取組」については、第3回及び第4回審議会で御審議いただきました内容に該当する部分です。今後10年間の高校教育改革の取組につきまして、第3章の「本県高校教育の目指す姿」に対応する詳細を記載する章になります。「1 未来を担う高い志を持つ人材の育成」と「2 未来を拓く魅力ある学校づくり」の大きく2つに分けた構成としております。

なお、記載内容に関しましては、昨年度実施した「県立高校に関する調査」での企業からの御意見や、また、第1回審議会で御提案をいただき追加で実施した県立高校卒業生からの御意見及び直接訪問により頂戴した県内企業の御意見などを反映させております。

始めに「1 未来を担う高い志を持つ人材の育成」において、「(1) 教育内容の充実」の中で、「① 志教育の更なる推進」としまして、小・中・高等学校・特別支援学校の全時期を通じた志教育を一層推進することを掲げているほか、卒業生や訪問企業から多く意見のありました社会的・職業的自立に必要な能力や態度の育成について、インターンシップ等の体験的な学習を通して展開していくこととしております。

次に、「② 基礎・基本の徹底と発展的な学習の推進」では、知識・技能・思考力・表現力等を大切にしたい学びの実践を更に推進することや、特定分野に卓越した能力の一層の伸長を目指す学びなどの特色ある教育課程の実践を推進することとしております。この点に

つきましても、企業調査で指摘された表現力の不足を踏まえて盛り込もうとするものです。

「③『主体的・対話的で深い学び』の実現」では、これを進めるための授業づくりの推進とともに、多様な学習評価法の工夫・改善に取り組むことを挙げております。

「④ 課題解決能力の育成」に関してですが、企業調査におきまして、人間関係形成力やコミュニケーション能力にやや物足りなさを感じるとの御意見や採用に当たってチャレンジ精神を重視しているとの結果を踏まえ、多様な人々と協働しコミュニケーションをとる力や感性、リーダーシップ、チャレンジする意欲などを育成するといったことを掲げるものです。⑤の「教科指導におけるICT活用の推進」では、ICT環境の早期整備を行うとともに、本県独自の取組である「MIYAGI Style」や特別支援教育における「@MIYAGI Style」を推進して参ります。

次に、12ページにかけて記載しております「⑥ 国際教育の推進」では、外国語によるコミュニケーション活動の取組を推進するとともに、地域の伝統・文化を理解し発信する力や世界の多様な文化を尊重しようとする態度や資質を育成することとしております。

「⑦ 防災教育・安全教育の推進」では、東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、地域に根差した学校安全教育を推進し、「自助・共助・公助」の力と心を育成していくこととしております。

また、「⑧ カリキュラム・マネジメントの推進」では、各学校においてカリキュラム・マネジメントの理念を取り入れ、生徒の資質能力の育成を図ります。「⑨ 部活動の質的充実」としましては、先ほどの教育長の挨拶にもありましたとおり、昨年度末に本県教育委員会で策定した「部活動での指導ガイドライン」における内容の着実な実施などを記載しております。

次は、「(2) 教育環境の整備」に関する内容です。「① 教育相談体制の更なる推進」としまして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの更なる活用などによる教育相談の一層の充実や生徒指導上の事案への一貫した支援に係る相談体制の構築を進めて参ります。「② 優れた教員の確保」では、実践的な指導力と総合的な人間性を兼ね備えた人材を確保するため、特別支援教育に関する経験や知識及び企業等での社会経験といった様々な知識や経験を持つ人材の計画的な採用を推進すること、また、総合教育センターを核とした研修内容を充実させまして、13ページにまたがり記載していますが、こうした取組を進めながら教員の適材適所の配置に努めていくことを挙げております。

次に、「③ 計画的な施設・設備の整備」では、老朽化した校舎の改築やバリアフリー化の推進、教育内容等に対応した学校施設の計画的な整備を図るとともに、学校の再編に当たっては、地域の教育的ニーズを十分に踏まえて施設・設備の整備に取り組んでいくこととしております。「④ 国・県などの制度活用」では、国の研究指定制度の積極的な活用や国際バカロレア認定校の設置等、特色化を更に推進していく旨記載しております。

次に、「2 未来を拓く魅力ある学校づくり」に移ります。「(1) 社会的ニーズに応じた高校、学科の在り方」において、「① 学科等の在り方」では、普通教育及び専門教育に共

通する内容について記載しております。地域の状況や本県の産業構造、各地区の学校配置等を踏まえて在り方を検討していくことや生徒のニーズに応じた学科ごとの教育課程を充実させること、義務教育段階の学習状況に課題を抱えていると思われる生徒や高い才能や個性を有する生徒などの学びに対応した教育にも配慮していくこととしております。なお、昨年度実施した卒業生調査で、満足度が高くかつ今後も注力すべきとの声が多かった基礎・基本の重視や、訪問企業からの職場見学などに高校側からも積極的に関わってほしいとの意見を踏まえたインターンシップ等の体験的学習の充実などを各学科共通の取組として記載しております。

この後に学科ごとの記載をしておりますが、まず「ア. 普通系学科」については、基礎的・基本的な学力の定着を一層進めるほか、発展的な学習を通じて応用力を身に付けさせるなど学力向上を図ること、また、14ページになりますが、様々な職種におけるインターンシップの充実など将来の社会的・職業的な自立を視野に入れたキャリア教育を一層推進することを挙げております。なお、単位制高校では、ガイダンス機能の一層の充実を図ることとしております。

「イ. 専門学科」では、共通事項として3段落目にありますとおり、社会の変化に対応した学科検討が必要であることから、県の産業界と連携した教育の充実を図ることや進学を含めた多様な進路希望への対応、柔軟な科目選択等の検討を更に推進することを記載しております。また、地域資源を活用した6次産業化等への取組やインターンシップや起業・創業の視点に立った実践的教育等を通して明確な勤労観・職業観を育成することなどにより、将来の職業人として活躍できる力を育成していくこととしております。

次に、個別の専門学科についてですが、「1）農業科」については、基礎的知識や技術の習得に向けた取組のほか、GAP等の生産工程に関する教育内容等の充実、企業や農家、大学等と連携した取組の充実を図ります。「2）工業科」では、産業界からのニーズに応えられる科目を取り入れることやものづくり全般に関わる基盤技術や製造技術のシステム化等の技術に関する学びの充実を図ること、さらには地域の産業構造を捉えた成長産業分野の教育内容の充実を図ることなどを挙げております。「3）商業科」では、経営活動に関する情報の分析・活用や地域プロデュース及びマーケティングを通じた地域資源の活用に関する教育内容の充実、地域の企業や大学等と連携した取組の充実などを進めていくこととしております。

15ページを御覧ください。「4）水産科」では、水産や海洋を総合的に学ぶとともに、付加価値の高い水産加工食品製造に関する学びや商品開発等に興味や関心を持たせるような教育内容の充実を図ります。あわせて6次産業化に対応した学科体制の充実を図ることを掲げております。「5）家庭・看護・福祉系の学科」では、少子高齢化の進展の中で、これらの学びの重要性が増してきておりますことから、生徒や地域のニーズ等を踏まえながら、それぞれの学びを充実させ、地域を支える職業人としての人材育成を図っていくこととしております。

「ウ．総合学科」では、学科の特徴を十分に活かす趣旨から、２段落目に記載しておりますとおり、生徒の能力・適性や興味・関心及び進路希望に対応した多様な系列・選択科目を検討していくなど一層の特色化を図るとともに、学科の特性や教育効果についての関係者への情報提供に努めていくこと、ガイダンス機能を一層充実することなどを記載しております。

次に、「② 他機関との連携」です。「ア．地域の教育機関との連携の在り方」では、「志教育」の更なる推進等を図るため、発達段階に応じた組織的・系統的な学校間連携を更に進めていくとともに、公立高校と私立高校が協調して教育環境の整備を図っていくことを記載しております。「イ．大学等との連携の在り方」では、高校生が大学に出向いて発展的な内容の講義を聴講することなどを通じた意識醸成や協働する機会創出を通じた連携・接続を進めていくことを記載しております。１６ページになりますが、「ウ．地域や企業等との連携の在り方」では、「地域パートナーシップ会議」の設置や「チーム学校」の推進などを挙げるとともに情報公開を通じた地域等との連携を更に推進することとしております。

「(２) 学びの多様化への対応」に移ります。まず、「① 定時制課程・通信制課程の在り方」のうち「ア．定時制課程の在り方」では、全県的なバランスを考慮した適正な配置について検討するほか、相談体制の充実、定通併修制度の拡充、さらには、科目履修制度等を活用した地域の生涯学習の場としての活用などを挙げております。「イ．通信制課程の在り方」では、美田園高校における地域スクーリング拠点の整備を推進するとともに、ICTを活用した学習の推進や学習サポーターによる学習支援の拡充など生徒への個別の支援を強化していくこととしております。

１７ページを御覧ください。「② 学び直し等への対応」では、義務教育段階の学習内容の定着が十分でない生徒等に対する学び直しをはじめとした様々なニーズに応える新たなタイプの学校の設置を検討していくことや少人数授業の展開など多様なニーズへの対応を推進すること、地域の関係機関などとも連携した個別支援体制の充実を図ることなどを記載しています。

「③ 特別な支援を必要とする生徒への対応」です。「ア．基本的な方向性」として、高校における多様な教育的ニーズに応じた支援体制の充実を図るとともに、高校と特別支援学校との連携を更に推進し中学校との切れ目のない支援体制づくりを進めることを記載しております。「イ．インクルーシブ教育システムの充実」では、高校教員に対する特別支援教育への理解啓発を図るとともに、専門性のある教員等の配置を進め共に学ぶ環境整備を推進していくことを記載しております。「ウ．通級による指導の充実」では、高校における通級による指導を円滑に実施するための巡回指導や研修等を通じた高校教員の専門性の向上などを挙げております。

次に１８ページを御覧ください。「(３) 少子化の中での高校の在り方」です。今後１０年間で中学校卒業生数が１，６００人程度減少する見込みの中、今後も再編や学級減を行う必要がある一方、地域ごとの社会的条件が一律ではないこともあるため、学校の活力維

持と生徒の興味・関心や多様な進路希望に対応する教育環境等を確保することができるよう適正な学校規模や学校配置について検討していく必要があります。この観点から、3つの項目により今後の対応等について整理しております。まず、「① 学校配置の考え方」ですが、平成22年度の全県一学区化以降も多くの場合は近隣の高校へ進学する傾向が見られたことなどから、進学実績や公共交通機関の状況、生活圏等を考慮して、一定の地域的なまとまりの中で学校配置を考えていく必要があるとの認識に立ち、その地区における高校の在り方を踏まえて学習環境や課外活動の充実を図るため、通学への影響や地区内での学科バランスなどにも配慮して検討していくこととしております。

次の「② 地区別高校配置の方向性」については、第4回の審議会において詳細に検討いただきました内容となりますことから、詳しい説明は省略し、各地区の今後の10年間の方向性のみ確認して参りたいと思います。

まず、南部地区ですが、19ページに記載のとおり今後10年間の方向性として、平成35年度に設置予定の南部地区職業教育拠点校の開校後も更なる入学定員の減を検討することから、地域ニーズも踏まえ様々な役割を担う学校に転換することも視野に再編等を検討していくこととしております。また、新たに記載した内容になりますが、定時制高校については、柴田農林高校と大河原商業高校の再編を契機として地区内における定時制の在り方について検討していくこととしております。

次に、中部地区での今後10年間の方向性としては、統合などの大規模な再編等は必要のないものの、社会的ニーズに対応した学科改編等について必要に応じて検討することとしております。

大崎地区です。20ページになりますが、地区内にある高校の半数以上が3学級以下の規模であり、充足率が低い状況にあることから、今後10年間の方向性としては、地区の状況を考慮していくつかのブロックに分けて学校の在り方を検討し再編等を進めていくこととしております。

栗原地区及び登米地区ですが、ともに同様の方向性を示しております。地区内の学校数が少なくまた区域も広いことから、生徒の通学にも配慮した学校配置を検討するとともに、地区の枠を越えた学校の在り方についても検討していくこととしております。

21ページを御覧ください。石巻地区については、学校規模が比較的大きいことから、今後10年間の方向性としては、入学定員の減は再編等によらず、学級減を基本とすることとしますが、社会的要請に応じた学科改編等や地域の産業特性に応じた専門学科等での特徴的な取組についても検討していくこととしております。

気仙沼・本吉地区については、学校数が少なく区域が南北に長いことから、今後10年間の方向性としては、生徒の通学に配慮した学校配置を検討することとしております。

次に、「③ 適正な学校規模」についてですが、こちらも第4回の審議会でお示した内容のとおり記載となっております。22ページにまたがりませんが、適正規模は4～8学級を目安とすること、また、現状でこの規模を満たさない学校については、その学校が所

在する地域における高校の在り方を検討した上で、学習環境等の充実を図ることを目的として再編を検討することとしております。ただし、その検討に当たりましては、地域の実情を十分に考慮し特例的な取扱いも含めて検討していくこととしております。

次に、「(4) 魅力ある学校づくり」ですが、この項目は中間案骨子の検討の後に追加している項目です。その内容は、骨子に含まれておりました「活力ある学校づくり」を入れ込むとともに、新たに再編整備計画の策定について記載した構成となっております。「① 特色ある取組」では、特色ある学校や学科の設置のほか、新しい学習形態の導入の検討や特定の学科における学級規模や募集方法等の特例の設定などについて検討していくこととしております。また、「② 再編整備計画の策定」ですが、現構想の実施計画に該当する計画としまして、次期構想においては、再編整備に特化した5年間を単位とする計画の策定を予定し、その取組を着実に実施していくことと記載しております。

最後に23ページの「第5章 将来構想の推進」についてです。将来構想に掲げる高校教育改革の推進に関しまして、「1 家庭・地域・学校の協働の必要性」にありますとおり、各主体がその役割を適切に分担して協働していくことなどを挙げております。また、「2 将来構想の推進に向けた適正な進行管理」としまして、(1)にありますとおり、国における動向に応じた取組を適切に進めることや、(2)にありますとおり、県民の目線に立脚した進行管理を行っていくことなどについて記載しております。

資料2の第4章及び第5章の説明は以上です。

【本図会長】

ありがとうございました。それでは皆様から御意見、御質問等よろしくお願ひいたします。

【本明委員】

12ページですけれども、「(1) 教育内容の充実」の中に「⑨ 部活動の質的充実」が入りました。前は「(2) 教育環境の整備」に入っていましたが、その違いは何かというのを教えていただければと思います。それから2点目は17ページの「② 学び直し等への対応」ですけれども、3行目、様々なニーズに応える新たなタイプの学校の設置とはどのような学校を目指しているのか分からなかったものですから、検討されるということですが、これについてお話ししていただければと思います。よろしくお願ひします。

【本図会長】

ありがとうございます。では事務局、よろしくお願ひします。

【事務局（佐々木教育企画室長）】

まず、1点目、12ページの中段部分にある「⑨ 部活動の質的充実」の記載に関する

部分なのですが、その後続きます「(2) 教育環境の整備」の各記載事項につきましては、どちらかという学校資源といいますか、例えばハード整備の部分であったり、教員の確保の部分であったり、あるいは制度の活用であったりというような外的部分も含めて、記載している内容に整理させていただきたいということです。その中に部活動が入っていると逆に異質かなということで、(1)の方に移したという趣旨でございます。

それから、2つ目の御質問の17ページ、「② 学び直し等への対応」の中の3行目に記載のある様々なニーズに応える新たなタイプの学校の設置を検討しますという部分ですが、本文の中にも一部記載しておりますが、義務教育段階での学びが十分でなかった生徒ですとか、不登校経験者、中途退学者あるいは発達障害が疑われる生徒等、様々な背景や事情をもつ生徒が増えてきておりますことから、まずはその対応を適切に行う必要があるという認識に立っているところでございます。こうした対応につきまして、他県の事例としましては、例えば、不登校や中途退学者を対象としました定時制のチャレンジスクールという形態の学校を設置しているところや、あるいは学び直しや社会的規範の習得を目的とした全日制のエンカレッジスクールといったような学校を設置している事例などもございます。また、そういった方々を全般的に広く受け入れる学校として、フレキシブルスクールと言いまして、全日制と定時制と通信制をミックスしたような学校を設置しているといったような例もあるようでございます。こうした特徴を持つ高校について、本県においても新たに設置すべきかどうかしっかりとした検討を今後進めていく必要があるのではないかとということで、その趣旨を記載しているものでございまして、現段階では、例示で申し上げました学校の形態も含めまして、どんなイメージの学校にするかという具体的なものはまだ持ち合わせておりません。まず、他県の事例も踏まえながら、検討を進めていきたいという趣旨で記載しているものでございます。

【本明委員】

前回いろいろと質問させていただきまして、かなり変更していただいたということは感謝したいと思います。部活動の質的充実については、大切な問題になっているということは事実であるということは分かりますけれども、違和感があるかなと思っておりました。2点目についてですが、夜間中学を考えていくということだと思いますけれども、その繋がりも含めてということによろしいですか。または全く違った意味でということになりますか。

【事務局（佐々木教育企画室長）】

夜間中学につきましては、昨年度、仙台市と共同の研究会において、一定の方向性について報告書の形でとりまとめたところでございます。報告書におけるポイントとしましては、仙台市内に設置する方向で検討を深めるべきだという趣旨の記載をしているのですが、答申中間案の中では夜間中学を設置すること自体を掲げるというよりは、そうい

った夜間中学ができた場合に連携していく必要があるということのみを記載しているところでございます。

【本図会長】

次に、高橋（睦）委員，よろしく申し上げます。

【高橋（睦）委員】

15ページの「地域の教育機関との連携の在り方」で、公立高校と私立高校の関係のところであります。私の捉え方が間違っているのかもしれないのですが、教員の人事交流や研修を通して云々というのは、公立高校と私立高校の間のということも含まれるのでしょうかというのが1つです。それともう1つが、先程の本明先生ともだぶるのですが、22ページの「魅力ある学校づくり」の「① 特色ある取組」の一番下に、学級規模や募集方法に特例を設けるということでありました。非常に柔軟でいいなと思っていたのですが、前回までの話し合いの中で、定時制高校の先生から、発達障害の高校の子供たちがたくさんいて困っている状況があるので、学級規模の問題ですね、提示されていたかと思うのですが、そういった問題について、これは第3期の構想であるわけですが、それまでの間は何か対応は考えていかれるのか、第3期の構想が施行されてから、さあこれから考えますよということなのか、何かお考えがあればお願いします。

【本図会長】

では、2点よろしく申し上げます。

【事務局（佐々木教育企画室長）】

まず、1点目の御質問で、15ページ目の「② 他機関との連携」のうちのアの記載の中にあります公立高校と私立高校についての内容に関して、公立私立間の教員の人事交流や研修が含まれるのかという趣旨の御質問がございましたけれども、現在でも公立側と私立側の教員の交流、1年間の相互交流というのでしょうか、やらせていただいておりますので、そういったものを必要に応じて継続し、それを通じて教員の資質能力の向上を図るという趣旨でこの中には記載しているというものでございます。

それから22ページ、(4)「① 特色ある取組」の最後に記載のあります「特定の学科に関しては学級規模や募集方法等の特例を設けるなどを検討していきます」ということについて、具体的に検討を進めていくのは、第3期の構想が出来てからということになるかと思えます。こちらでは特定の学科と前置きしておりますので、例えば少子化に対応するためという趣旨で、全ての学校、全ての地域でやるということではなくて、特定の学科におきまして、例えば、社会的ニーズに対応した特徴的な高校教育を展開していく上で必要な環境整備の一環として、そのような取組もあるのではないかと考えております。

当然、特定の分野での学びということなので、深く実践していくなど場合によりましては、通常の高校とは違った形で、学級規模ですとか募集方法などを検討する必要があるかもしれないということであり、これも先程と同様ですが、具体的に今のところイメージを持っているものではありません。そういったことも今後検討が求められるのではないかとということで、現段階では記載しているものでございます。

【本図会長】

ありがとうございました。では、伊藤（秀）委員お願いいたします。

【伊藤（秀）委員】

3点、述べさせていただきます。まず、14ページのイの「1）農業科」のところですが、ちょっと調べてみたら、小牛田農林では森林関係の学科はないようですが、柴田農林では森林環境科というのがあるようなので、農業科のところに林も入れた方が良いのではないかと考えております。何故かと言いますと、農業も林業も生産するだけではなくて、多面的に観光の分野とか食農教育とかそういう分野があるべきだと私は考えておりますので、林業というものを含めていった方が良いのではないかなというのがまず1点でございます。2点目は、16ページのウにあるコミュニティ・スクールの導入については是非進めていただきたいと思っております。それから、22ページなのですが、今回の構想の大まかなところを網羅していると私は感じておりまして、事務局の御労苦に感謝したいと思うのですが、(4)の②について、5年間を単位としたということの方針として示されているわけですが、今の時代からすると、人口減少の問題や政策の転換も含めて5年は長いような気がします。ですから、もし可能であれば、3年ぐらいの単位で見直しを図っていくということを進めていただければと思います。

【本図会長】

ありがとうございました。1点目と3点目の御意見についてはいかがでしょうか。

【事務局（佐々木教育企画室長）】

まず1点目の御質問ですが、14ページの「1）農業科」の記載の中での林業の観点でのお話でございました。学科の区分としまして、大学科としましては農業科に林業も含まれると思うのですが、記載の内容に関しましては、御指摘の点も踏まえまして、検討を深めさせていただければと考えております。続きまして、2点目はコミュニティ・スクール導入の検討ですが、これもやることありきではなくて、まずはその必要性について検討を進めた上で必要であれば今後の対応を進めていくという、まだこれも具体的の方針が決まっているのではないというところで御理解いただければと思います。それから、3点目、22ページの再編整備計画の策定についての御質問ですが、御指摘の通りアクション

プランとしての位置付けになりますので、構想の中の理念を実現するためのより具体的な地域ですとか、学校といったような記載をして進行管理していくというものになろうかと思えます。例えば、統合などを伴って再編していく場合ですと、どうしても様々な準備なども含めまして、ある程度まとまった単位で年数が必要となってしまいますことから、ここでは5年とさせていただいたという趣旨でございます。ただし、現構想における実施計画の中でも、アクションプランを作った後、追加で個別事項を入れ込むなどしておりますので、その点につきましては臨機応変に対応できるような方策について検討して参りたいと思えます。

【本図会長】

伊藤委員いかがでしょうか。

【伊藤（秀）委員】

コミュニティ・スクールの件なのですけれども、出来ればみたいなお話もあったのですが、私どもも小・中学校で経験させていただいているのですが、校長先生以下担当の先生、教育スタッフの皆さんからも非常に良いという言葉もいただいております。何よりも我々一般人が教育というか、子供との接点がないわけで、そういう今の環境を考えますと、やはり学校の方から地域に問いかけていただくというのが、多分重要なのだと思えます。我々の方から学校に、コミュニティ・スクールのやりましようよという働きかけはまず出来ないと思うのですね。ですから、逆に教育サイドの方から地域に是非前向きに働きかけていただいて、なんとか作って欲しいという立場でやっていただければと思えます。以上です。

【本図会長】

事務局で、成功事例を踏まえて、随時推進していくということによろしいでしょうか。次に、大内委員お願いいたします。

【大内委員】

登米総合産業高校の大内ですが、何点かお願いいたします。まず、14ページの専門学科のところですが、「しゅうとく」という言葉が何度も出てくるのですが、「イ. 専門学科」の2行目で専門性の知識・技術を重点的に修得するの「修得」と「2) 工業科」の1行目ですね、基礎的・基本的な知識と技術の習得の「習得」について、スキルの方の習得は習う方でもいいと思うのですが、最初の方の修得の意味は単位の修得という意味で使われているのか、細かいところですが、その確認をお願いします。それから2点目は、専門学科のところ記載してあるのですが、社会の変化に対応した学科検討の必要があるとか、それから中部地区のところ、社会的ニーズに対応した学科改編等についてという記載がある

のですが、工業でいうと一時の流行で機械が電子機械系に学科改編したという流れがあったのですが、何を勉強しているのか理解しにくいという前例があります。結局、現在、機械科でもほとんどが電子系の勉強をしており、それで十分だということで、再び機械科に戻したということがありますので、教育内容の対応という表記にした方が良いのではないかと、思います。やみくもに学科をどんどん変えていくよりは、学科で勉強する中身や教育内容を検討していくというような表記にした方が良いのではないかと、個人的には思います。

それから、登米市代表といたしまして、登米地区のところですが、3点目になりますけれども、今後10年間の方向性で、「区域も広いことから生徒の通学にも配慮した学校配置を検討します」とあります。登米市にはもう3校しかないの、最終的には、どこか減らすしかないのではないかなと個人的には思っているのですが、また新たな学校を作ることもあるのか、ということですね。それから最後、4点目なのですが、前々からお話ししていた専門学科の安心・安全な実習を確保するためにも、募集定員の数を現在の40名から少し減らして欲しいなというお願いをしていたのですが、それは、22ページの特徴ある取組に記載してある特定の学科に関してという文言のところに含まれるのかどうか、その確認をさせていただきたいと、思います。以上、よろしくお願いいたします。

【本図会長】

では、事務局よりお願いいたします。

【事務局（佐々木教育企画室長）】

1点目の「しゅうとく」の使い方に関しまして、御指摘のとおり単位として修得する場合と知識技術として習得する場合とをしっかりと使い分けるべきところだと思いますので、改めましてその点についてはしっかりと確認をさせていただきます。

それから、「社会的ニーズに対応した学科改編等」という記載の部分でございますが、御指摘のありましたとおり、当然ながら教育内容をしっかりと検討した上で対応すべきものでございますし、その教育内容を充実させるために、体制的に必要があれば学科改編等がその先に絡んでくるということかと思っておりますので、そういった趣旨が伝わるような文言整理など必要に応じて確認したいと、思います。

それから、20ページ、登米地区の今後の10年間の方向性に関するところでございますが、御指摘のとおり、既に全日制の高校は3校しかなく、かつその内の1校は小規模化している状況です。加えて中学校卒業生数が今後10年間で100人程減少していく、そういう状況からしますと、当然ながら定員の減というのは考えていく必要があるとは思いますが、単に3校の中でのやりくりでいいのかどうかについては我々も課題意識としては非常に持っておりますし、その手法もなかなか難しくなっていくのだろうと思っております。どこかの学校をなくすことありきの話ではなくて、減をする上で生徒の選択幅を確

保できるかどうかといったようなこと、あるいは通学する上で、生徒さんにあまり無理を強いるような形にならないような配置にできるかどうか、そういった諸々の視点を考慮しまして、検討すべきものと考えております。

最後の御指摘の22ページの記載に関してでございます。大内先生からは35人学級の御提言を頂いていたところではございますが、これも先程の回答と重なりますけれども、全県一律で検討するというよりも、特定の学科において、何か特徴のある教育を行う上で、一律1学級40人の中ではなかなか対応が難しいという今後の展開・発展があれば検討すべきものと思っております。何をやるかによりまして、こうした学級規模等を検討していきたいという趣旨で記載しているものでございます。

【本図会長】

では、4点目のところは随時御対応をお願いいたします。大内委員の2回目の御意見でしたので。それから、今後10年間の方向性におきましても、全体としては地域の実情に応じて丁寧に個別に充実した方策を検討していくところが前回までの合意点だったと思いますので、その趣旨のもとに、細案を検討していただくということかと存じます。

【御手洗委員】

出席できなかった会も何回かありますので、既に御議論されている点であったら申し訳ございませんということ前置きした上での意見とさせていただきます。18ページ以降の地区別の高校配置の方向性の部分ですけれども、特に今後10年間の方向性の部分がまだ抽象的なレベルの書き方なので、問題点がそこまで見えないというレベルかと思えます。ただ、この後具体的に進めていくと、学校数を減らすとか再編するということは、各地域において、ある一人の子供にとっては、自宅から通える範囲内の学校や、そこで受けられる授業や学科、その先の進路の幅が狭まっていくということが構造的に起こり得るのかなと思えます。それを補完する手段としまして、最寄りの高校に通いながら、県内の別の高校で開講されている授業の配信を受けて受講できるようにするといったようなことは検討できるのでしょうか。例えば地元には水産高校しかないけれど本当は普通科に行きたかったという場合に、普通科の授業を遠隔で受けられるようにし、単位として認定する。県立高校間での授業配信と単位の交換認定といったことは検討できるのでしょうか。

【高橋教育長】

現在、通信制と定時制の間で、定時制に在籍している生徒が通信制の単位を取ることができるということは制度化しています。実際に定時制に在籍している生徒が通信制の科目を履修することによって4年ではなく3年で卒業するということができるようにしています。ただし、そのシステムは配信によるものではなく、地域でのスクーリングをしながら実施しているというものです。配信による講座の開設については一つの課題であると考え

ておりますが、そのシステムのためのインフラ整備も必要になってきます。動画配信による授業については、現在美田園高校で試行しているところですが、今後10年間で全日制高校の間でネット配信による授業の相互乗り入れや単位の取得までできるかという点、現時点では少し難しいかなという認識です。ただし、課題意識としては持っているところですので、頂戴した御意見については更に内部で検討していきたいと思っております。

【本図会長】

今の点は、免許外教員、例えば技術の免許を持っている教員がいないので、数学の教員が技術の教員を1年間特例で担当するという全国的な課題においても有効だと思いますので、是非、多面的に研究を進めていただければと思います。

【高橋（知）委員】

2点伺います。11ページの「未来を担う高い志を持つ人材の育成」に「④ 課題解決能力の育成」がございますが、この部分がもう少し厚みがあってもいいのかなと感じました。その背景といたしまして、昨今、SNSが大変普及しすぎて調べればすぐ答えが出る、何か調べればすぐ答えが出て解決するというような環境の中で子供たちも育ってきております。コミュニケーション能力が衰退しているというのが、私どもの現場でも感じているところです。そこで、このIT社会が猛スピードで進んでいる中で、喋る、話し合う、意見を言葉にして出す、文字にして文章に出す、作るということを学ぶ場面に関して、教育内容の検討や実施についてこの④をもう少し具体的に記載した方が良いのかなという感想を持ちました。この部分について何かありましたらお聞かせ願いたいというのが1点目です。

それから、13ページにあります「未来を拓く魅力ある学校づくり」の中で、様々な学科が並んでいる中で芸術の分野があまり入っていないというのが素朴な疑問です。以前もどなたか委員の先生から学科の在り方についてお話があったと思いますが、芸術分野に対して可能性を持っている学生、眠っている才能、埋もれている才能を引き出すような場所が宮城にももっとあったら良いのではないかと思います。県の産業構造や地域の状況に応じた学校、学科の配置ということが1行目にあるのですが、音楽、芸術、アート、創作など、私たちの周りで不足しているものがあるのか、指導者の不足ということに直面しているのか、これから芸術の才能を持った子供たちが世界に羽ばたくきっかけづくりができないかという素朴な疑問です。

【高橋教育長】

私の方から芸術の分野に対する現時点での考えをお話ししたいと思います。県立高校では美術科を一つ宮城野高校に作りました。本県でもこの分野で特徴がある子供たちを公立として教える場所が必要だということで作ったものです。一方で音楽について申し上げま

すと、私立で音楽科のある学校がございます。それから様々な芸術表現ということで言いますと、例えばダンスについてこれも私立で始めたところでもあります。芸術の分野に関しては、どれだけの数を高校教育の中で確保していくかというキャパシティやニーズの問題があり、また、公立と私立でそれぞれ役割を分担しながら進めていくという考え方がある中で、県立として今後どれだけ展開していくべきかということについての課題意識は持っておりますが、今後10年の中で明確に県立として推進するという段階にはないという状況でございます。御意見を頂戴いたしましたので、改めて事務局で検討していきたいと思っております。

【事務局（佐々木教育企画室長）】

1点目の「未来を担う高い志を持つ人材の育成」の「④ 課題解決能力の育成」をもう少し肉厚にはいかがかという御意見についてですが、説明の中でも申し上げましたとおり、この点については昨年度実施しました企業アンケートの中において、物足りないと感じている声が多く聞かれた部分でもあります。また、直接訪問した企業からも、採用に当たってはチャレンジ精神や意欲のある生徒を求めているという声も多く聞かれたことから、「④ 課題解決能力の育成」が社会的には強く求められている状況だと認識したところです。記載内容としてはこういうところが中心になると思いますが、それぞれの項目について、もう少し具体例を用いて書き込めるようなものがあれば、表現上工夫していきたいと思っておりますので、今後の検討とさせていただきます。

【伊藤（宣）委員】

11ページの第4章の「1 未来を担う高い志を持つ人材の育成」について、私は「人材」という言葉にちょっと抵抗を感じております。11ページの「④ 課題解決能力の育成」の中の記載は、社会が必要とする人材ということなので「人材」なのでしょうね。ただ、最初のところは、未来を担う高い志を持つ「人間」の育成とか「人格」の育成なのではないでしょうか。「人材」の育成が最初に出てしまうと教育がちょっと貧しくなってしまうように感じました。これは私の感じ方でございます。

それから15ページの「② 他機関との連携」の中で、教育基本法の中にも出されました私学というところを宮城の教育に入れていただいたことに感謝申し上げます。そのような考え方で見えていきますと、続いて18ページです。「① 学校配置の考え方」の2段落目の後半部分に「いずれの地区においても生徒の興味・関心や多様な進路希望に対応できる教育環境を整備し」という文言がありますが、そこにいずれの地区においても「公私立ともに」という文言を入れていただけたらありがたいと思います。それから地区別の学校配置の方向性につきましては、やはり公立だけでなく私立も存在しておりますので、私学としても高校配置については真剣に考えております。私学の方からも意見を出させていただきますのでよろしく申し上げます。

【事務局（佐々木教育企画室長）】

1点目の11ページで使っている「人材」という言葉についてですが、「人材」と言っても「材」の字に別の字を充てて「人財」と表す事例も見られますが、ここで言わんとしていることは人づくりについてという趣旨ですので、例えば「人づくり」という表現を使うこともあろうかと思えます。もう少し狙いとするとところが分かるような文言の使用について検討させていただきたいと思えます。

それから18ページにあります「① 学校配置の考え方」の2段落目について御意見をいただいたところですが、「いずれの地区においても」という枕詞がある中で、「公私ともに」という表現を使っても本当に大丈夫かなという若干の心配はあります。別のところでも記載しているとおり、公立高校と私立高校が協調して環境整備していくこと、生徒の受け入れをしていくこと、あるいは学びの場を提供すること、その点については今後も公私間の共通の課題でありますので、ここに入れるのが良いのかどうかも含め、必要なポイントであるという認識の下、相応しいところに入れ込むなど検討させていただきたいと思えます。

【菊地委員】

3点あります。6ページの「③ ICTの進展」について、ICTの普及を促すということですが、今、学生が入学してきて、パソコンにもある程度強いだらうと思って授業をするのですが、実は全く出来ないという学生がとても多いのですね。今、スマートフォンなどが普及していて慣れ親しんでいるようでも、全然出来ていないということがありますので、是非、本物を触って使えるようにするのが大事なのではないかなというのが1点目です。それともう1つ、スマートフォンの普及に伴って、いろいろな弊害が言われているところではありますが、止めることもできないという現実もありまして、もしかしたらそれは何らかの教育の機会とかツールになる可能性があるのではないかと考えています。本学でもスマートフォンを使っていろいろな学びにつなげるということをやっています。そうしますと課題の提出率が上がったりして、慣れ親しんだツールとして使うということは将来的にはあるのかなと考えています。

次に学校配置ですが、18ページの「(3) 少子化の中での高校の在り方」ですが、皆様の御指摘のとおり、全体的に具体的な内容がもう少し厚くなればと思います。もちろんこれからだとは思いますが、私はいろいろな学校を回ってスクールカウンセラーもさせていただいているのですが、学校によって教職員の質と申しますか、同じ学校に同じ先生が回るということもあつたりしまして、もしかしたら偏りがあるのかなとも考えています。お子さんたちというのはいろいろな可能性を持っているわけですから、いろいろな学びの提供ということを謳っていますが、実は提供できていない、形としてはあるのですが、実質中身は提供できていないという実態もあるのではないかとということも懸念されますので、こちらも相当考えて配置させていただきたいと思えます。

3点目ですが、今、日本大学のことでたくさん部活動のこともお話しされているところですが、今のガイドラインなども確認させていただきまして、枠組みとしてはとてもしっかりしたものが出来上がっていると実感しているところですが、その部活動で何を学ぶか、どういう価値観を育てるかということが第一義だと思うのですね。ガイドラインに関してもそういったことを明確に謳う必要があるのではないかというふうに思います。今回、安心・安全への配慮で時間的な制約が相当されていると思いますけれども、部活動がなぜ教育活動の中に位置付けられているかという、教科活動の中では身につけられない何か特別なものをそこで習得したいということだと思うのですね。一方で、人間の成長というのはある程度悪い意味ではなく、危機的な場面がないと成長しないという側面も心理学的にはあります。ですから指導者は、危機に陥れることではなくて危機的な状況をいかに計画的に作って乗り越えさせていくかということまで考えた高度な指導力の育成が必要になってくるのではないかと思います。外部指導者が部活動に参入してくることは良いこともあるのですが、外部指導者が特に持っていたかなくてはならない価値観や計画などについてもかなり精査しなくてはならないのではないかと思います。

【本図会長】

貴重な御指摘ですが、御意見ですので、今回の中間案で直さなければならないということではないということでしょうか。それぞれの点について精査していただいて精緻に検討を進めていただければと思います。

【半澤委員】

5ページから6ページにかけての「③ 家庭環境や地域社会の変化」というところですが、現在、ここにありますとおり、少子化ですとか共働き、都市化の影響ということで保護者の方々の教育力の低下ということが書かれていますが、この逆もあって、先ほどから出ています部活動のところでもそうなのですが、いわゆる勝利至上主義というところから来る教育の過熱ということだけではなく、逆に保護者の方の勝利至上主義の教育への過熱というところも大きく見なければならぬのかなとPTAの方では感じています。小学校のころからスポ少など様々な団体に参加することで、どうしても保護者の方が過熱してしまうという現状も十分考えなければならぬと思います。外部の指導者の導入ということも書いてあるのですが、学校は保護者と部活動についてどういうところに持っていったら良いのかということ十分に意見交換して進めていく必要があると考えます。

ちょっと戻りますが、6ページの上から3行目に、「学校を地域コミュニティの核として地域の人をつなぎ地域の教育力を向上させることが重要」と書かれているのですが、この地域の教育力を向上させるということが、ちょっと具体的でなくて分かりにくいと感じました。地域社会が急激な高齢化で急速に減退していているということも考えなければならぬといけなくて、地域づくり、学校づくりというところで地域、社会、小中学校と

の連携ということなのですが、ここに行政なくしてはこういうことは進まないのではないかと考えます。高校だけに一生懸命がんばれと言ってもなかなか進まず、地域の方々の高齢化で地域の人たちの考え方もかなり後退しているので、一体となってやっていくということに行きつくのかなと、現実味がないなと考えました。ですので、この部分に関しては、教育だけではなく様々な機関との連携が必要なのではないかと考えました。

もう1つお願いがあるのですが、15ページ、「5) 家庭・看護・福祉系の学科」というところで、3行目に、地域を支える職業人としての人材育成と書かれていますが、特に福祉を学んだ人たちが地域だけを支えるわけではないので、是非、やりがいを見出せるような学び、やはり離職率の高い職種なので、やりがいを見出して頑張ってもらいたいということも含めて、そういう文言も入っていると良いかなと考えました。

【本図会長】

1点目の部活に関わる勝利至上主義とか保護者との連携のところは、ガイドラインですとか、趣旨を適切に中間案に盛り込めるようでしたら、菊地委員も御指摘でしたので、御検討いただくとして、2点目の地域の教育力のところはいかがでしょう。

【事務局（佐々木教育企画室長）】

地域の教育力というとても広い概念のようになってしまう部分があるとは思いますが、例えば地域資源を学びの教材として活用するという意味で、地域をフィールドとするというような連携の在り方もあれば、先ほどお話のありましたコミュニティの核、拠点としての機能もあろうかと思えます。そういう意味からしますと、23ページの「将来構想の推進」の中での各主体の協働の在り方ですとか、16ページにあります「学校と地域住民や保護者等との連携」という記載の中にあるような連携の在り方、関わり方ということなどを意識して、高校だけですべてを解決するというよりも御指摘のあったような視点で様々な関わっていただく、あるいは求めていくということも必要だと思いますので、そのような内容が分かりやすく記載できる箇所がありましたら検討させていただきたいと思えます。3点目については、本県で進めております「志教育」におきましては、社会に対して役割を果たしていくということも考え方の一つとして進めているところですので、その点に関して申し上げれば、やはりやりがいということも関わってくると思えますので検討させていただきたいと思えます。

【本図会長】

ありがとうございました。

【佐藤委員】

11ページ「⑤ 教科指導におけるICT活用の推進」というところで、先ほども話が

ありましたが、やはりSNS等が非常に盛んになってきている中で、子供たちがこれから社会に出て行った時に、今もそうかと思いますが、ネットとかSNSがなくては仕事ができないというような社会になってきているかなと思います。そういう中で、使うなという指導ではなくていかに学校や教育の中で使っていくかということと一緒に考えていくような時代になっているのかなと思う一方で、正しく活用するといういわゆるリテラシー教育をより推進していくことも重要なかなと思っています。この使い方という部分に関しては、子供たちだけではなく我々大人側も含めてどのような使い方が最もICTが効果を発揮するのかという部分も御検討いただければと思っております。

質問ですが、22ページの(4)「① 特色ある取組」の最終行の「特定の学科に関しては学級規模や募集方法等の特例を設ける」というところについての質問でございます。今、全国各地で、特に島根県や広島県、沖縄県などで高校魅力化プロジェクトという地域を挙げての取組というものが非常に盛んになってきています。やはり高校の生き残りというのが地域の存続に非常に直結するということで、今後、宮城県内においてもそのような動きが出てくる可能性があるのかなと思っております。この募集方法などということに関しては今後の検討ということではありましたが、特色のある学科に関しては、県内の子供たちだけでなく逆に全国の子供たちが宮城県で学ぶような環境を作っていくということまで考えていく可能性はあるのかということに関してお聞かせいただければと思います。

【事務局（佐々木教育企画室長）】

他県において、いわゆる全国募集をしているような事例についても確認をしているところですが、いずれにしても、本県の少子化が進む中で、その数を補うためにやるようなものではなくて、やはり魅力ある教育を展開する上で、例えばそういう人材を全国から求める必要があるのだというような整理のもとで検討すべきポイントだと思います。具体的にどの学科で何をやるかということに応じまして、御指摘の点などにつきまして今後検討を深めていくべきものと考えております。

【本図会長】

貴重な御指摘ということでよろしくお願いたします。最後に私から大きく2点、意見だけ述べさせていただきます。まず、全体の構成に関わるのですが、資料1で全体の構成図を作っていたと思いますが、3のところ「目指す人づくり」と「目指す学校づくり」とに分かれておまして、それが隣の4の(1)と(2)に対応しております。これからアクションプランを作っていくという点でこのような構成だということはよく分かるのですが、学校を作っていく時の核は人なので、人と学校がやや乖離して捉えられているような印象にならないかということと、それから右の4において、「教育内容の充実」と「教育環境の整備」と「未来を拓く魅力ある学校づくり」とこの関係性について、教育内容の充実のための教育環境の整備というよりは、実は、基本的な教育環境の充実なので

はないかという気がしております、さらに充実だけでは補えない点を、未来を拓く魅力ある学校づくりで新たにやっていきたいということだと思っておりますので、もう少しその関係性がはっきりするといいなと思っております。また、可能な範囲で御検討いただけたらと思っております。

2点目は、新学習指導要領についていろいろ盛り込んでいただいているのですが、考え議論する道徳ということも今回の学習指導要領の中で出てきていると思っておりますので、価値を押しつけない心を育てる道徳ということで、いじめのことについての言及が今回の答申中間案の中にあまりないので、いじめのことについても重要問題だという認識に変わりはないということをお示しいただけるとありがたいなと思っております。

では、次に移りたいと思っております。議事(2)のパブリックコメント及び地区別意見聴取会について事務局から御説明をお願いいたします。

(2) パブリックコメント及び地区別意見聴取会について

【事務局(佐々木教育企画室長)】

パブリックコメント及び地区別意見聴取会について資料3及び資料4にて御説明いたします。始めに、資料3の「(仮称)第3期県立高校将来構想答申中間案に関するパブリックコメントについて」を御覧ください。当該中間案に対しまして県民等から広く意見を募集し、県民参画による開かれた教育行政の推進に資することを目的としてパブリックコメントを実施いたします。

「3 公表について」ですが、答申中間案の公表は6月19日(火)を予定しております。公表資料は(2)に記載の2種類とし、「(3) 公表場所」につきましては、教育企画室ホームページのほか県庁県政情報センターや仙台を除く各地方振興事務所県政情報コーナー、また、教育企画室といたします。「(4) 周知方法」といたしましては、県の広報媒体への掲載や関係機関を通じた依頼や記者発表等により周知を行うことを予定しております。

「4 意見の提出について」ですが、意見の募集期間は答申中間案の公表の日から1ヶ月間を予定しております。「(2) 意見の提出方法」及び「(3) 言語の種類」は記載のとおりです。「(4) 意見提出者に関して明記を求める事項」は、氏名又は団体の名称、及び代表者名、住所、男女の別、年齢、職業といたします。

資料裏面を御覧ください。「5 意見の取り扱い」ですが、(1)及び(2)に記載のとおり提出された意見につきましては、意見の概要及び意見者の属性を事務局である教育企画室で整理し、次の審議会にて報告いたします。また、提出された意見のうち趣旨が不明確なものや公表することにより県民等の権利利益を侵害する恐れがあるもの、記載事項に不備があるものについては審議会に報告しないものといたします。

審議会での取り扱いについて(3)以降に記載しております。審議会は提出された意見を十分に考慮して答申をまとめるものとし、提出された意見の概要や意見者の属性、これ

らに対する審議会の意見等について公表いたします。また、提出意見を踏まえて答申中間案を修正した場合には、その内容及び理由を答申と併せて公表することといたします。

資料3のパブリックコメントについては以上です。

次に、地区別意見聴取会について御説明いたします。資料4の「(仮称)第3期県立高校将来構想答申中間案に関する地区別意見聴取会について」を御覧ください。各地域の学校関係者や教育に関係する団体や企業等から意見を聴き構想策定の参考とするため、県内7地区において意見聴取会を開催いたします。

「3 開催期日及び開催場所」ですが、6月23日(土)、30日(土)、7月7日(土)、8日(日)の4日間で各地区の県合同庁舎等を会場として実施いたします。「4 出席者」についてですが、「(1)意見発表者」としまして各地区5名程度を選出する予定です。県教育委員会事務局側の出席者は(2)に記載の職員を予定しております。審議会委員の皆さまにおかれましては任意参加ではございますが、オブザーバーとしての御出席となります。

「5 開催内容等」についてですが、意見聴取会は会議形式として公開で行うことを予定しております。事務局において中間案について説明した後、意見発表者から一人15分程度で中間案等に関する意見を発表していただき、その後に意見交換を行うこととしております。裏面を御覧ください。「(2)意見発表者」ですが、学校関係者や保護者、地域・NPO団体及び企業の代表者等から各地区5名程度を選出いたします。また「(3)傍聴者」につきましては、あらかじめ会場の規模に応じた定員まで先着順にて受け付けることといたします。

当意見聴取会での意見発表や意見交換の内容につきましては、パブリックコメントと併せ次回の審議会において報告させていただくことを予定しております。なお、パブリックコメント及び地区別意見聴取会の実施時期についてですが、県民の方々の御意見を構想内容に反映させるために十分な時間をとるため、中間案を対象としてこの時期に実施させていただきたいということがございます。

資料3及び資料4の説明は以上でございます。

【高橋教育長】

補足です。6月19日に中間案を公表することとしておりますが、本日の審議会資料である中間案に対し、事務局において、本日いただいた御意見を可能な限り反映させたものを中間案として6月19日に公表するという御了解いただきたいと思っております。

【本図会長】

公表する中間案については、事前に委員の皆さんに提供していただけるということでしょうか。

【事務局（佐々木教育企画室長）】

そのように対応いたします。

【本図会長】

その他，委員の皆様から何かございますでしょうか。

【御手洗委員】

資料4の地区別意見聴取会についてですが，各地区の意見発表者が5人程度であり教育長が事前に指定するということですが，それですと開かれた意見聴取会にならないのではないかと思います。各地域にも多様な意見があると思いますので，せっかく出向いて行って皆様の御意見を伺う機会を作るのであれば，やはりその場は開かれたものにすべきかと思ひます。具体的な方法としては，意見発表者を指定するのは事情があるかと思ひますので，傍聴者からも意見が出せるように，例えば会の最後に時間をとって傍聴席からも意見を出せるようにするような機会があればよいと思ひました。

【事務局（佐々木教育企画室長）】

そのような方向で，参加された方から何らかの形で御意見を発表していただくような運営を工夫して参りたいと思ひます。

【本図会長】

貴重な御提言ありがとうございました。それでは，事務局に進行をお返しいたします。

4 その他

【司会】

ありがとうございました。では，次第「4 その他」に移りたいと思ひますが，委員の皆様から何かございますでしょうか。

ないようでしたら，事務局より，資料5の今後のスケジュールについて御連絡いたします。次回の審議会は，8月下旬の開催を予定しております。詳細な日程につきましては，委員の皆様にご照会をした上で，会長と相談ののち，事務局からできるだけ早く御連絡したいと考えておりますので，よろしくお願ひいたします。

また，本日，お時間の都合でお話いただけなかった御意見等がございましたら，お手元にお配りしております用紙に御記入の上，6月6日（水）までに事務局宛てに御連絡くださいますようお願いいたします。

5 閉 会

【司会】

それでは、以上をもちまして「第5回県立高等学校将来構想審議会」を閉会いたします。
本日はどうもありがとうございました。